

# 忘れないでね？

## 国民年金保険料の納付



国民年金の保険料は、**月額14,410円**（平成20年度）です。

国民年金保険料の納付は「口座振替」が「便利」で「お得」です。

なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引きされる**前納制度**もあります。

前納制度は、1年分をお支払いいただく1年前納と、半年分をお支払いいただく半年前納があります。たとえば、1年前納の金額は、月々保険料をお支払いされた場合の合計額と比較して**3,070円の割引**になります。

半年（6ヶ月分）前納の場合は**700円の割引**です。ぜひご利用ください。

現金での1年度分前納は、4月30日までに納めてください。しかし、口座振替はもっと割引が…



## 口座振替がお得ですよ。

口座振替は、金融機関等の窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落しされる**翌月末振替**と、毎月の保険料がその月の月末に引落しされる**当月末振替（早割）**があります。早割は**月額50円（年間600円）が割引**されます。

口座振替で前納制度をご利用される場合は、現金での前納に比べて**さらに割引額が高**くなります。たとえば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金でお支払いされた場合の合計額と比較して**3,620円の割引**になり、半年（6ヶ月分）前納の場合は**980円の割引**です。

※口座振替での平成20年度1年前納の受付は終了いたしました。



## クレジットカード納付を導入しました。

平成20年2月より、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能となりました。

クレジットカード納付は被保険者ご自身がお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が社会保険庁に立替納付を行なうものです。（クレジットカードを提示され、直後納付いただく方法ではありません。）

クレジットカードでの納付を希望する方は社会保険事務所へお申し込みください。

ご注意…口座振替による毎月振替（早割）は適用されません。また、6ヶ月前納・1年前納の割引額も現金納付の割引額になります。

お問い合わせ先：四日市社会保険事務所 353-5513

### ◆口座振替済通知書の廃止について

広報あさひ2月号でお知らせしましたとおり、町税、国民健康保険料などの納付に口座振替をご利用いただいている方に対し、金融機関を通じて発行していましたが「口座振替済通知書（領収書）」について、経費節減や省資源化推進などの理由により、平成20年3月振替分をもって廃止しました。

振替の内容につきましては、お手数ですが預貯金通帳の記帳によりご確認くださいませようお願いします。

なお、軽自動車税の納税証明書は引き続き発行いたします。また、国民健康保険料については、「年間納付額のお知らせ」（仮称）を発行する予定をしております。

その他町税等については、それぞれの担当課へお尋ねください。